

個人番号確認書類・身元確認書類が必要です

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 2 項並びに武蔵野市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例（平成 27 年 12 月武蔵野市条例第 58 号）第 4 条第 2 項、第 3 項、別表第 2 の 1 の部（16）の項及び別表第 2 の 3 の部（5）の項の規定により、請求（申請）者並びに請求（申請）者の配偶者及び対象児童の所得状況等を公簿等により確認するため、児童手当・乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度の申請等の手続の際に個人番号（マイナンバー）が必要となります。

本人確認等のため、個人番号確認書類・身元確認書類をご用意ください。



* 個人番号が必要な方 *

児童手当：請求者、配偶者、

対象児童（児童が市外にいる場合のみ）

医療費助成：申請者、配偶者、対象児童

※請求（申請）者

請求（申請）者は、児童を養育している主たる生計維持者です。両親ともに所得がある場合は恒常的に所得が高い方が請求（申請）者となります。また、両親のどちらか一方が海外に居住する場合は、日本国内に居住する方が請求（申請）者となります。

個人番号が必要な方全員の個人番号確認書類 （正しい番号であることの確認）

個人番号カード（裏）

又は

※通知カード

又は

住民票
（個人番号付き）

等

請求（申請）者の身元確認書類 （番号の正しい持ち主であることの確認）

個人番号カード（表）

又は

公的機関から発行された
写真付の身元証明書 1 つ

例) 運転免許証、パスポート等
※写真付健康保険証、社員証等は該当しません。

又は

写真なしの身元証明書 2 つ
例) 健康保険証、社員証、年金手帳等

等

※デジタル手続法の施行により令和 2 年 5 月 25 日より通知カードが廃止されます。このことにより、新規・再交付や記載事項の変更ができなくなります。

現在お持ちのカードは記載事項に変更がない場合は引き続き番号確認書類として利用することができます。

✿郵送での申請の場合

個人番号が必要な方全員の個人番号確認書類のコピー、請求(申請)者の身元確認書類のコピーが必要です。

※郵送事故等の責任は負いかねますので、簡易書留等で郵送することをおすすめします。

✿請求(申請)者以外の方が窓口で申請書を記入する場合

・配偶者の場合

個人番号が必要な方全員の個人番号確認書類、請求(申請)者の身元確認書類が必要です。

・同世帯の親族の場合

来庁者の本人確認ができるもの(健康保険証等)、個人番号が必要な方全員の個人番号確認書類、請求(申請)者の身元確認書類が必要です。

※来庁者の本人確認ができない場合及び同世帯の方以外の場合は代理人となるため、上記の書類に加えて委任状と代理人の身元確認書類が必要です。

☆上記の必要書類の提出が困難な場合、その他ご不明な点がある場合は下記までお問い合わせください☆



武蔵野市 子ども家庭部 子ども家庭支援センター 手当医療係

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

(武蔵野市役所南棟3階)

☎0422-60-1852